

教第1063号  
平成26年10月29日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

技能指導官に関する要綱の制定について（通達）

警察実務に関する卓越した専門的な技能又は知識を有する者を技能指導官として効果的に活用するとともに、技能指導官の士気高揚と、警察力の一層の高度・専門化を図るため、これまで「技能指導官に関する要綱の運用について」（平成7年2月8日付け教発第56号。以下「旧通達」という。）に基づき技能指導官制度を運用してきたところであるが、その運用を一層効果的かつ効率的なものにするために、この度、別添のとおり「技能指導官に関する要綱」を定め、平成26年11月1日から施行することとしたので、効果的運用に努められたい。

なお、旧通達は本要綱の施行日をもって廃止する。



## 別添

### 技能指導官に関する要綱

#### 1 趣旨

技能指導官制度は、「実務経験が豊富な警察職員の警察実務に関する卓越した専門的な技能又は知識（以下「専門的技能等」という。）を活用することにより、警察職員の専門的技能等の向上に資する」ものであり、対象となる「専門的技能等」とは、警察実務の遂行に当たり有効かつ効果的であり、組織的に普遍化し、又は確実に伝承していく必要のあるものをいい、これによって、技能指導官の士気の高揚を図るとともに、組織のプロフェッショナル化を図り、警察力の一層の高度・専門化を推進しようとするものである。

#### 2 技能指導官の設置

技能指導官は、必要に応じて、警察本部の所属及び警察署に置くものとする。

#### 3 専門的技能等の種別等

技能指導官に係る専門的技能等の種別及び当該業務を担当する警察本部の所属（以下「業務担当課」という。）は、別表のとおりとする。ただし、別表に掲げる専門的技能等の種別以外の技能又は知識を有する者であっても、本制度の趣旨を充足するものであれば、当該技能又は知識をもって技能指導官として任命することを妨げない。

#### 4 技能指導官の行う職務

##### (1) 職務を遂行しながら行われる教養

技能指導官ごとにあらかじめ指定された数人以下の専門的技能等の指導を受ける者に、平素の職務執行を通じてマン・ツー・マン方式で行う個別教養をいう。

技能指導官が配置された所属長は、おおむね35歳以下で、かつ、巡查部長以下の階級にある者の中から、1人又は2人を専門的技能等の指導を受ける者に指定し、専門的技能等の伝承に努めるものとする。

##### (2) 集合教養

警察学校又は各所属で行われる各種教養機会を通じて行われる派遣教養をいう。

警察学校長及び警察署長は、技能指導官による指導・教養が必要と認めた場合には、技能指導官の配置先所属長に対し、技能指導官の派遣を要請することができるものとする。

##### (3) 事情に応じ適当と認められる指導・教養

業務マニュアルなどの教養資料の作成、捜査本部設置期間中における応援捜査員への個別指導など、技能指導官の勤務実態に即し、本来業務に支障を来さない時間・場所において行う指導・教養をいう。

#### 5 技能指導官に充てる職員

##### (1) 技能指導官の任用基準

原則として、45歳以上の警視、警部、警部補又はこれに相当する一般職員で、当該専門的技能等に係る実務経験が15年以上あるものとする。「原則として」と

は、技能指導官制度の目的から判断して、技能指導官としての職務を遂行する能力及び経験を有し、技能指導官制度を効果的に運用するために真にふさわしい者に限って任用するものであり、必ずしも年齢、経験年数等に捉われることなく合理的な範囲で弾力的な運用を認める趣旨である。

(2) 技能指導官審査委員会の構成

技能指導官審査委員会（以下「委員会」という。）は、委員長及び委員をもって構成し、委員長には警察本部長を、委員には部長、総務室長、警務部参事官兼首席監察官、刑事部組織犯罪対策統括官、警察学校長及び警務部参事官兼警務課長をもって充てる。

(3) 技能指導官の任命等

ア 所属長は、所属において技能指導官としてふさわしい職員を認めたときは、技能指導官審査対象者報告書（別記様式第1号）により専門的技能等に係る業務を担当する部長又は総務室長（以下「担当部長」という。）に報告するものとする。

イ 担当部長は、各所属長が報告する技能指導官審査対象者の中から、技能指導官に任命することがふさわしい者を選考し、技能指導官推薦書（別記様式第2号）により委員会に推薦するものとする。

ウ 警察本部長は、委員会の全会一致による審査結果に基づき、技能指導官を任命するものとする。

エ 所属長は、所属職員が技能指導官として任務を遂行することが困難と判断した場合は、技能指導官解任報告書（別記様式第3号）により担当部長を通じて委員会に報告し、警察本部長は、委員会の意見を聞き、これを解任することができる。ただし、職務の遂行が困難となる事由が解消された場合の技能指導官への再任を妨げない。

6 技能指導官名簿の作成

警務部教養課長は、技能指導官が任命されたときは、当該技能指導官の配置所属、氏名及び専門的技能等の内容を記載した技能指導官名簿（別記様式第4号）を作成し、各所属長に通知してその周知活用を図るものとする。ただし、専門的技能等の種別により周知を図ることが適当でない委員会が認めた者については、名簿を別冊として警務部教養課に備え付けるとともに、専門的技能等に係る業務を担当する所属長に通知するものとする。

7 その他

(1) 委員会の庶務は、警務部教養課において処理する。

(2) 技能指導官に関する要綱の実施に関し必要な委員会の事務手続については、委員長が定める。

附 則（平成26年10月29日付け教第1063号）

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

附 則（平成30年5月7日付け教第493号）

この要綱は、平成30年5月7日から施行する。

附 則（平成31年2月26日付け務第184号）

この通達は、平成31年4月1日から施行する。

別表（3「専門的技能等の種別等」関係）

部 門	専門的技能等の種別	業務担当課
総警務	1 警察広報 2 被害者支援 3 警察安全相談 4 会計業務 5 留置管理	広報県民課 広報県民課 広報県民課 会計課 留置管理課
生活安全	1 犯罪抑止対策 2 人身安全関連事案対策 3 子供・女性安全対策 4 少年補導、立ち直り支援 5 少年関係事犯捜査 6 風俗関係事犯捜査 7 生活経済事犯捜査 8 生活環境事犯捜査 9 サイバー犯罪捜査	生活安全総務課 生活安全総務課 生活安全総務課 少年課 少年課 生活環境課 生活環境課 生活環境課 サイバー犯罪対策課
地 域	1 職務質問 2 山岳遭難救助 3 通信指令	地域課 地域課 通信指令課
刑 事	1 犯罪分析 2 強行犯捜査 3 特殊犯捜査 4 知能犯捜査 5 窃盗犯捜査 6 暴力団対策 7 薬物・銃器犯罪捜査 8 国際犯罪捜査 9 鑑識・鑑定	刑事総務課 捜査第一課 捜査第一課 捜査第二課 捜査第三課 組織犯罪対策課 組織犯罪対策課 国際捜査課 鑑識課
交 通	1 交通安全対策 2 交通事故事件捜査	交通企画課 交通指導課
警 備	1 警備情報活動 2 警備犯罪捜査 3 警衛・警護 4 警備実施	警備第一課 警備第一課 警備第二課 警備第二課